

港区の学校選択制について

1 学校選択制とは

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、お住まいの住所地により通学する学校（以下、通学区域校という）が決まっています。

学校選択制は、小・中学校に入学する際のそれぞれ1回のみ、通学区域校以外の学校を選択することができ、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができる制度です。港区では、「ぜひこの学校に行って学びたい」という積極的な希望にこたえる制度とするため、希望できる学校を1校のみとしています。

なお、通学区域校を選択した場合は、これまでどおり必ず入学できます。通学区域校以外の学校を選択し、受入可能人数を超える申込みがあった場合は、公開抽選により入学者を決定します。抽選により希望する学校に入れなかった場合でも通学区域校には必ず入学できます。

入学後（学期末、学年の進級時や区内で転居されたとき等）は、学校を選択することはできません。

2 学校選択の対象者

令和9年4月に小・中学校に入学予定の区内在住の方（転入者を含む）

3 選択できる学校の範囲

小 学 校・・・お住まいの住所地と隣接する校区の学校を選択できる「隣接区域選択制」

中 学 校・・・区内のすべての中学校を選択できる「自由選択制」

※隣接する小学校、すべての中学校の一覧は、2ページの表をご覧ください。

小中一貫校・・・現在、大阪市に居住しており、かつ引き続き大阪市内に居住することが確実である場合に選択できます。（51ページをご覧ください。）

4 選択する際の留意点

*** 学校選択希望調査票の提出にかかる留意点 ***

希望として本市の学校ではなく、私立・国立・特別支援学校等を希望されている場合でも、結果によって『学校選択制』を利用する際は、希望調査票の学校選択制希望欄に港区の学校名（小中一貫校名）を記載する必要があります。なお記載がない場合につきましては、通学区域の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

小学校を選択する際の留意点

通学について

通学は原則徒歩で自転車の使用は自宅から学校までのすべての区間において禁止です。通学区域内外にかかわらず通学の安全は保護者として責任を持っていただく必要があります。

小学校入学時に選択していただくので、特に通学路を事前に確認するなど通学の安全や地域コミュニティとの関係について十分考慮してください。

進学中学校について

小学校入学時に学校選択制で就学した小学校を卒業しても、その校区の中学校に進学できるものではありません。中学校進学の際に、再度、中学校を選択していただく必要があります。

抽選における優先

「きょうだい関係」による優先

通学区域外の学校に兄や姉が学校選択制により在学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合は次のように優先します。

- ① 学校の受入可能人数を超えない場合は、入学できます。
- ② 学校の受入可能人数を超える場合は、まず「きょうだいがいる方」のみで抽選し順位をつけます。その後、「きょうだいがいる方以外」で抽選を行います。

※本人が入学時に兄や姉が卒業する場合は優先されません。

その他

隣接する学校を選択し指定校となった後、入学前にその学校を選択できない居住地に転居した場合は、辞退していただきます。

中学校を選択する際の留意点

通学について

通学は原則徒歩です。(48ページのとおり一部例外があります。)

自転車の使用は自宅から学校までのすべての区間において禁止です。また、通学区域校以外の学校に通学する場合は、公共交通機関(地下鉄・バス等)の利用は可能ですが、事前に学校にご相談ください。交通費は保護者の負担となります。

なお、通学区域内外にかかわらず通学の安全は保護者として責任を持っていただく必要があります。通学経路や通学時間等を考慮して、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。

抽選における優先

抽選における優先はありません。

※学校選択制により通学区域以外の小学校に就学している方で、その校区の進学先中学校に就学を希望する場合は、中学校も学校選択制により希望していただく必要があります。

その他

市立学校には教員等の人事異動がありますので、人事異動により部活動の内容変更や部活動の継続が困難になることがあります。ご本人を含めご家族でよく相談し慎重に学校を選択してください。

5 学校公開・学校説明会

各学校で学校公開・学校説明会を実施します。(日程は15～16ページをご覧ください。)
学校選択する際は、必ず事前に学校の見学を行い、お子様とよく相談し、ご納得の上お選びください。

6 学校選択制希望調査票の提出

全員、提出が必要です！

(連絡先の電話番号は必ず記入してください)

「学校選択制希望調査票」は、下記の提出期限までに必ず全員提出してください。
なお、私立・国立・特別支援学校等を希望している場合であっても、希望する港区の学校を記入し提出してください。
提出期限までに届かなかった場合及び提出されなかった場合は、通学区域校を選択されたとした取り扱いをします。

提出期限

郵送・オンライン

令和8年10月30日(金) 必着

窓 □ 持 参

令和8年10月30日(金) 19時まで

提出先

港区役所 窓口サービス課 (住民情報) 1階12-②番窓口

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号

いつでも・どこでも・早くて便利！オンライン申請をご利用ください！

7 一次希望調査結果の公表・通知

提出された希望調査票の一次結果を、11月11日(水) 頃に「希望調査結果通知」「各学校の受け入れ可能人数(確定値)と希望者数」を全員に送付しますので必ずご確認ください。

8 希望校の変更

重要

希望調査結果をふまえ、次の受付期間中、1回に限り希望を変更することができます。
希望変更受付期間後の変更はできません。抽選により当選した場合も、通学区域校へ戻ることはできませんので、この期間によく考えてお手続きしてください。

受付期間

令和8年11月13日(金)～19日(木) まで

(来庁の場合は金曜日のみ19時まで)

提出先

港区役所窓口サービス課 (住民情報) 1階12-②番窓口

※郵送や電話での受付はできません。必ず来庁していただくか、オンライン申請にて手続きしてください。

9 最終希望調査結果の公表と抽選の通知

12月上旬頃に最終希望者数を確定し、最終結果を区ホームページ、区役所前掲示板に掲載します。また、通学区域外(居住地の校区以外)の学校を希望した方全員に、「最終希望調査結果」及び「抽選(受入可能人数を超えた場合)の有無」について通知します。抽選の場合は、公開抽選の日時等についてもあわせて通知します。

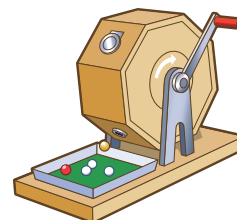
10 抽選、最終結果公表、通知

希望者数が学校の受入可能人数を超えた場合は、公開抽選により当選者（入学予定者）を決定します。
同時に、当選しなかった方には補欠順位を決定し登録します。

抽選は、区役所職員が公開の場で公正公平に行いますので、必ずしも本人・保護者が立ち会う必要はありません。また、その場合でも不利になることはありません。

希望校に当選した場合は、通学区域校へ戻ることはできません。

抽選となる場合 **日時** 令和8年**12月8日(火)** 15時～
 場所 港区役所6階 会議室



抽選結果は、区ホームページ、区役所前掲示板に掲載します。

抽選対象者への抽選結果の通知については、12月下旬に郵送する「就学通知書」をもって代えさせていただきます。当選しなかった方には、「補欠順位通知書」「補欠登録辞退届」もあわせて送付します。

11 補欠登録した方へ

私立・国立小中学校への進学者や転出者が区役所に届けられたこと等により受入可能となった場合、上記10で決定した補欠順位により区役所から電話連絡し意思確認を行い、順次繰上当選者を決定します。下記の期限までに区役所から連絡がなかった場合は、通学区域校への入学となります。

なお、繰上期限までに補欠登録を辞退される場合は、速やかに「補欠登録辞退届」を提出してください。

繰上期限 小学校・・・2月5日(金) まで

中学校・・・2月12日(金) まで

ご注意！

繰上期限まで学校が確定しない場合があります。前もって通学区域校の標準服等を注文される場合は、繰上当選となった場合にキャンセルができるか等を考慮したうえでご準備ください。

区内の小中学校に入学しない方は申請が必要です

港区の市立小・中学校に入学しない場合は、必ずお知らせください！

私立・国立学校等へ進学される方、港区外へ転出される方は、速やかに港区役所窓口サービス課（住民情報）1階12－②番窓口でお手続きください。

（私立・国立学校等へ進学される方は、「入学許可書」等を区役所に必ず提出をしてください）

また、抽選で補欠になった方が、繰り上げ当選を待っています。繰上期限を過ぎますと補欠登録者の繰上当選ができなくなりますので、**ご協力をお願いします。**

【担当】 港区役所窓口サービス課（住民情報） ☎ 06-6576-9963